# 三木市高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画

概要版

## I 計画策定の趣旨

- ◆本市は全国的な傾向と比較すると高齢化が進展しており、令和4年9月30日現在の高齢化率は35.0%と過去最高を更新しています。引き続き高齢化率の上昇とともに、75歳以上人口の増加が見込まれており、要介護認定者についても増加が予想されています。
- ◆高齢化の急速な進展により、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加と孤立化、認知症高齢者の増加、介護する家族の負担や老老介護の増加、介護現場を支える人材の不足、新型コロナウイルスをはじめとする感染症への対応等が課題となっています。
- ◆高齢者を取り巻く現状やその変化に対応し、本市がこれまで取り組んできた、介護が必要に なっても住み慣れた地域の中で自分らしく安心して暮らし続けられる「地域包括ケアシステムの深化・推進」に向けた、高齢者福祉と介護保険事業の継承とさらなる充実を目指し、「三木市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定します。

## Ⅱ 計画の位置づけ・期間

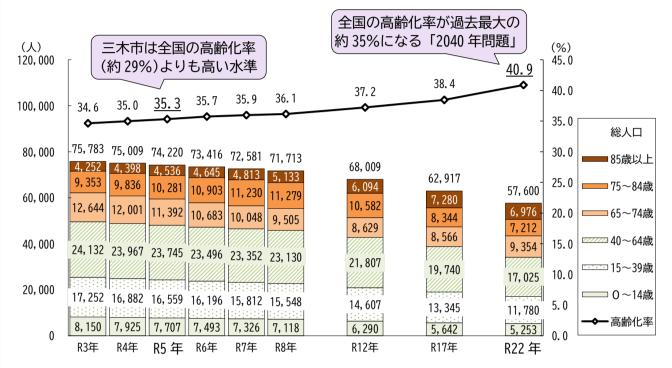
- ◆老人福祉法第20条の8に基づき、高齢者の福祉の増進を図るために定める「老人福祉計画」と、介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定した計画です。
- ◆計画期間は令和6年度~令和8年度の3年間とし、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22 (2040)年までの中長期的な見通しをもって策定するものとします。

(年度)

令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和 10	令和 11	 令和 22
(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2040)
	第8期 第9		第9期	月(本計i	画)		) 第 10 期		団塊ジュニア 世代が 65 歳 以上に
					中長期日	 的な視点 		 ·····•	

## Ⅲ 三木市の人口・認定者数の将来推計

- ◆三木市の令和5年の高齢化率は35.3%で、国、県を上回っています。今後、生産年齢人口 (15~64歳)が"減少見込"となっています。
- ◆一方で、支援を必要とする人が増加する85歳以上人口は"増加見込"となっています。
- ■年齢別人口と高齢化率の将来推計(各年9月30日時点、R6年以降は推計値)



- ※平成30年から令和5年の人口動態(住民基本台帳)に基づくコーホート変化率法で推計。以下同じ。
- ※ここで示した推計人口は本計画のために独自に推計したものであり、本市の人口ビジョン等とは異なります。

資料:住民基本台帳(令和5年まで)

◆今後、85歳以上人口1人当たりの生産年齢人口は、令和5年(8.89人)から令和22年(4.13人)にかけて"半分以下"となり、支援の担い手の減少が懸念されます。

#### ■85歳以上人口1人当たりの「生産年齢人口」と「拡大生産年齢人口」の推移

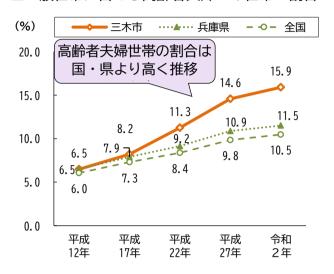


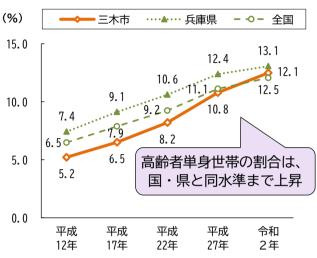
※生産年齢人口は 15~64 歳人口。拡大生産年齢人口は、生産年齢人口に就業率が 5 割を超える 65~69 歳と、3 割を超える 70~74 歳を加えた人口。

資料:住民基本台帳(令和5年まで)

- ◆三木市は、国・兵庫県と比べて高齢者夫婦のみ世帯の割合が高く、高齢者単身世帯の割合は 同程度となっており、高齢者のみで暮らす世帯が多いのが特徴です。
- ■一般世帯に占める高齢者夫婦のみ世帯の割合

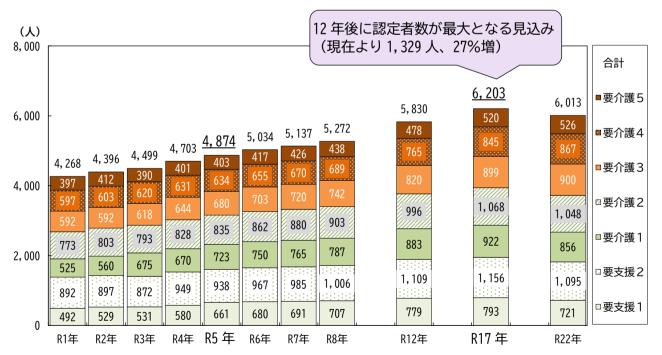
#### ■一般世帯に占める高齢者単身世帯の割合





資料:国勢調査

- ◆三木市の要介護(要支援)認定者数は、令和6年以降も増加が続き、令和17年(2035)年 頃まで増加する見込みとなっています。
- ■要介護度別の認定者数の推移と将来推計(各年9月30日時点、令和6年以降が推計値)



資料:介護保険事業状況報告月報(令和5年まで)

## IV 計画の基本理念と基本目標

- ◆今後、支援を必要とする高齢者が増加する一方で、支え手となる生産年齢人口の減少が見込まれており、支えられる側、支える側という関係を超えて、地域社会の一員として共に「支え合う」 共生のまちづくりを進めていく必要があります。
- ◆第8期介護保険事業計画における基本理念を引き継ぎ、高齢者が自分らしく生きがいを持って、 住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けられる地域包括ケアのさらなる推進に向け、みんなで 支え合うまちの実現を目指します。

#### ■基本理念

高齢者が自分らしく生きがいを持って、 住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けられるよう、 みんなで支え合うまちを目指します

#### ■基本目標

1	地域で安心して暮
	らせる体制の整備

地域包括支援センターを中心に関係機関が連携、協働できる仕組みの構築を 進めます。また、在宅医療・介護の連携、高齢者の住まいの確保などにも取り 組みます。このほか、高齢者の生活に大きな影響を与える災害の発生や感染症 の拡大に備えた体制整備を推進します。

#### 2 認知症施策の推進

国の「認知症施策推進大綱」を踏まえて、認知症の発症を遅らせる取組や、認知症になっても変わらず日常生活を過ごせるまちを目指して、認知症の本人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を軸とした施策を推進します。また、令和5年に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の趣旨を踏まえ、本人発信の支援や認知症バリアフリーの推進に取り組みます。

3 健康づくりとフレイル予防・介護予防の推進

健康寿命の延伸に向け、フレイル予防の3つの柱(口腔と栄養・運動・社会参加)を軸として、「みっきぃ☆いきいき体操」や「みっきぃ☆シニア健康サポート事業」などの取組を推進します。また、介護予防・日常生活総合事業と生活支援サービスの充実に向けた検討を行います。

4 みんなで支え合う 地域社会の構築 「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体がつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、住民主体の活動の活性化を図るとともに、各福祉施策の横断的な展開と住民活動との協働を推進します。また、高齢者の権利擁護や在宅生活の支援に係る各種の取組を推進します。

5 持続性のある介護 保険事業の運営 地域密着型サービスをはじめとする介護サービスの充実を図るほか、持続性のある介護保険事業の運営に向けた介護給付の適正化、サービスの質の向上と介護人材の確保・育成を行うことで、要介護状態となってもできる限り住み慣れた地域で継続して日常生活を営むことができるように支援します。

## 分野別施策の展開

#### 基本目標

## 地域で安心して暮らせる体制の整備

#### (1) 地域包括支援センターの機能強化

#### ①運営体制の強化

- ●地域包括支援センターの周知と適正な運営
- ●関係機関や地域ネットワークとの連携強化
- ●日常生活圏域ごとの地域包括支援センター ●地域づくり・資源開発機能、政策形成機能の の設置

#### ②相談体制の充実

- ●高齢者等の支援に関する総合相談
- 介護支援専門員など専門職へのサポート
- ●相談対応の強化に向けた取組の充実

#### ③地域ケア会議の充実

- ●個別課題の解決
- ●地域包括支援ネットワークの充実
- 構築



### (2) 医療・介護連携の推進

#### 三木市在宅医療・介護連携推進 事業における「目指すべき姿」

医療と介護が必要になっても、住み慣れた地域で、 安心して暮らし続けることができる

#### ①日常の療養支援

- ●地域の医療・介護資源の把握と活用推進
- ●市民・専門職に対する研修会の実施

#### ③急変時の対応

- A C P (人生会議) の普及啓発
- ●在宅医療・介護連携に関する検討体制の構築 ●災害時や病状急変時の市民による事前の備 えの啓発
  - ●在宅療養支援医療機関の現状把握

#### ②入退院支援

- ●「医療と介護の連携シート」の活用
- ●「要介護者における入退院支援の手引き」の ●「本人の望む看取り」の把握 活用

#### 4)看取り

- ●在宅療養支援の普及啓発
- ●ACP(人生会議)の普及啓発(再掲)と看 取り介護をする家族への支援

#### (3) 高齢者の居住安定の確保

- ●高齢化に対応した住まいの確保
- ●有料老人ホームの入居者保護
- ●生活困窮高齢者の住まいの確保と生活支援
- ●多世代共生を目指す法人による住み替え 総合相談窓口の検討

### (4)災害や感染症から高齢者を守る体制づくり

- 避難行動要支援者の支援体制の整備
- ●福祉避難所の開設
- ●個別避難計画の作成 新規

- 非常時の災害計画の点検
- ●感染症予防対策の充実
- ●事業所と連携した災害・感染症対策

### 基本目標

## 認知症施策の推進

#### (1) 認知症への理解を深めるための普及啓発・本人発信支援

- ●相談窓口の周知
- ●地域住民への普及啓発と活動支援 (拡充)
- ●学校教育における認知症高齢者の理解促進
- ◆本人・家族の思いの発信と意思決定の支援
- ◆本人ミーティングの開催 新規





### (2)認知症予防の推進

- ■認知症予防の理解促進
- ■認知症予防健診の実施

- ■認知症予防教室の開催
- (3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- 早期発見・早期対応
- ■認知症ケアパス改訂版の活用(拡充)
- ■認知症初期集中支援チーム
- ■認知症カフェの活動支援 (拡充)

## (4)認知症バリアフリーの推進

- ●地域支援体制づくり
- ●警察との連携
- ●認知症の人を対象とした民間の損害賠償保 険への加入を検討
- 若年性認知症の人への支援
- ●チームオレンジの体制整備 新規



#### 基本目標

## 健康づくりとフレイル予防・介護予防の推進

### (1) フレイル予防・介護予防の推進

#### ①介護予防対象者の把握

- ●虚弱な状態の高齢者の把握
- ●みっきい☆いきいき体操自主教室における 体力測定の分析(拡充)
- ●高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 (みっきぃ☆シニア健康サポート事業) 拡充 ●ボランティアポイント事業の推進 拡充

#### ②介護予防の普及・啓発

- 「みっきぃ☆いきいき体操」などの普及啓発(拡充)地域リハビリテーション活動支援事業
- ●「みっきぃ☆シニア健康サポート事業」に よるポピュレーションアプローチ(拡充)
- ●介護予防講座・地域介護予防教室の実施

#### ③地域介護予防活動の支援

- 「みっきぃ☆いきいき体操自主教室」等の 育成・支援(拡充)
- ●「みっきぃ☆いきいき体操サポーター」の 養成(拡充)

#### ④地域リハビリテーション活動の推進

- ●自立支援・重度化防止に向けた取組の推進
- ●専門職の連携の推進(拡充)

### (2) ニーズに応じた生活支援・介護予防サービスの充実

- ●訪問型・通所型サービスの推進
- ●サービスの担い手の養成

- ●高齢者の日常生活を支え合う活動の展開
- (3) 生きがい活動と社会参加の支援
- ●老人クラブ活動への支援
- 敬老会の開催等の支援

- ●高齢者福祉センターの運営
- ●シルバー人材センターへの支援





#### 基本目標

## みんなで支え合う地域社会の構築

#### (1) 地域共生社会の実現に向けた取組

- 総合的な相談支援体制の整備の推進 新規 ●地域の活動と公的な支援との連携の推進

#### (2) 住民主体の生活支援体制の整備

- ●生活支援コーディネーターの設置 ●協議体による生活支援体制の推進

#### (3) 高齢者の権利擁護

- 成年後見制度の普及啓発、相談体制の強化(拡充)●高齢者虐待の防止
- 成年後見制度の利用促進及び担い手育成(拡充)消費者被害の防止

#### (4) 在宅生活の支援

- リフト付きタクシーの利用による外出支援ごみ出し困難者に対する支援の検討新規
- ●運転免許証自主返納者に対する支援
- 買い物手段の確保を行う地域づくりの支援 新規 ●緊急通報システム事業
- ●配食サービスの実施による「食」の自立支援 ●訪問理容サービス と安否確認
- ●生活支援型ホームヘルプサービス
- - 福祉電話の貸与

## (5) 家族介護者の支援

- 家族介護者交流会
- ●家族介護教室
- 介護用品等の支給

- ●認知症高齢者に対する見守り支援サービス
- ●生活支援型短期入所



#### 基本日標

## 持続性のある介護保険事業の運営

#### (1)介護保険制度の普及啓発

- 介護保険ガイドブックの作成と配布●各種の媒体・機会を通じた制度の周知

### (2)介護給付の適正化

- 要介護認定の適正化
- ケアプランの点検

●医療情報との突合・縦覧点検

## (3)介護保険サービスの質の向上

#### ①事業者への指導監督

- 事業所の人材育成の支援 (内部研修と外部研修)
- 介護サービス事業者の適正な運営確保の ための指導・監査の実施
- ●運営推進会議を活用した評価の実施の徹底

#### ②相談・苦情解決体制の充実

- ●要介護認定やサービスの相談・苦情に対する 受付体制の強化
- 県や国保連合会等の関係機関との連携

### (4)介護従事者の人材の確保・育成

#### ①介護従事者の人材確保とスキルアップ支援 ②介護従事者の離職防止

- 介護人材の育成・確保
- 介護の仕事の魅力を発信
- ●外国人介護人材の受入施設に対する県補助●管理者・リーダー向けの研修の支援 制度の周知

- ●ハラスメントなどによる介護職員の安全 確保・離職防止対策
- I C T を活用した職場環境づくりの支援

#### ■本計画期間における施設等整備方針

サービス名	整備方針			
介護老人福祉施設	令和6年度(+1施設、定員130名)			
地域密着型介護老人福祉施設	令和6年度(-1施設、定員20名)			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	令和6年度(+1事業所) 令和9年度以降見込み(+1事業所)			
看護小規模多機能型居宅介護	令和6年度(+1事業所) 令和9年度以降見込み(+1事業所)			

# VI 目標指標

	単位	令和4年度(実績値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基本目標1:地域で安心して暮らせる体制の	整備				
①多職種連携研修会参加者数	人	35	40	50	60
②在宅看取り率	%	23.29	25.0	27.0	30.0
③避難行動要支援者登録数	人	2,086	2,400	2,550	2,700
④個別避難計画作成数	件	0	5	10	15
基本目標2:認知症施策の推進					
⑤認知症サポーター養成講座参加者数	人	305	350	400	450
⑥認知症相談窓口の認知度 (ニーズ調査で把握)	%	29.6	_	_	32. 0
⑦本人ミーティング参加者数	人	0	0	0	10
⑧みっきぃ☆頭すっきりクラブ開催箇所数	箇所	6	6	6	7
⑨認知症初期集中支援チーム支援件数	件	30	30	33	35
⑩認知症カフェ開催数	箇所	8	8	8	9
⑪見守りネットワーク登録者数	人	45	50	55	60
②見守りネットワーク登録事業所数	件	117	120	125	130
③チームオレンジ活動件数	件	0	0	1	2
基本目標3:健康づくりとフレイル予防・介	護予防	の推進			
⑭みっきい☆いきいき体操の開催箇所数	箇所	118	124	126	128
⑮みっきい☆いきいき体操参加登録者の高 齢者人口に占める割合	%	7.2 (1,891 人)	7.5	7. 7	8. 0
⑯みっきい☆いきいき体操の男性参加者数	人	217	230	240	250
<ul><li>切みっきぃ☆いきいき体操を知っている人の割合(ニーズ調査で把握)</li></ul>	%	45.9	_	_	55.0
⑱地域介護予防教室参加者数	人	921	1,100	1,300	1,500
⑩リハビリ専門職の地域活動支援件数	件	101	100	100	100
②家事ヘルパー養成人数	人	16	20	20	20
②高齢者ファミリーサポートセンター利用 者数(支援登録者数)	人	63	75	80	85
②高齢者ボランティアポイント制度利用者数	人	102	105	110	115
基本目標4:みんなで支え合う地域社会の構	築				
②配食サービス実施数	食	31,581	37,000	41,000	45,000
②外出支援助成件数	件	410	600	650	700
②家族介護者交流会参加者数		92	120	130	140
基本目標5:持続性のある介護保険事業の運					
③要介護認定の適正化	件	全件 [3,290]	全件 [4,450]	全件 [4,500]	全件 [4,550]
②ケアプランの点検	件	66	115	115	115
窓医療情報との突合・縦覧点検	件	全件 [9,274]	全件 [9,500]	全件 [10,000]	全件 [10,000]

## VII 介護保険事業費の推計と保険料

#### (1)給付費等の推計と第1号被保険者の保険料基準額

- ◆介護保険サービス別の第8期計画期間の実績と、人口・認定者数推計、サービスごとの利用 状況及び整備方針を踏まえて総給付費(介護予防給付費+介護給付費)を算出します。
- ◆総給付費に加えて、特定入所者介護サービス費等給付額等の介護保険サービスの実施に伴い 必要な経費を含めた標準給付費と、地域包括支援センターの運営や認知症支援に関する事業 等の、市町村が地域の実状に応じて実施する地域支援事業費の推計は、以下のとおりです。

(単位:千円)

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度	第9期計画 期間合計
標準給付費		7, 496, 770	7, 858, 173	8,064,765	23, 419, 708
	総給付費	5, 906, 026	6, 103, 137	6, 256, 537	22, 097, 364
	特定入所者介護サービス費等給付額	192,898	245, 148	251,590	689, 636
	高額介護サービス費等給付額	175, 452	179,301	184,013	538, 766
	高額医療合算介護サービス費等給付額	25,067	25,620	26, 279	76, 966
	審查支払手数料	5, 529	5,651	5,796	16, 976
地	域支援事業費	353, 157	359, 784	368, 341	1,081,281
標準給付費+地域支援事業費(★)		_			24, 500, 989

<sup>※</sup>端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合があります。

◆上の表の「標準給付費+地域支援事業費」の合計額に第1号被保険者の負担割合(23%)、調整交付金等による影響額を踏まえて算出される、第9期計画期間における第1号被保険者の保険料収納必要額は以下のとおりです。

	第1号被保険者負担分相当額(★×0.23)	5,635,228 千円
+	調整交付金相当額	1,203,082 千円
-	調整交付金等見込額	1,088,274 千円
_	介護給付費準備基金取崩額	739,000 千円
_	保険者機能強化推進交付金の交付見込額等	35,812 千円
=	保険料収納必要額	4,975,224 千円

◆第1号被保険者1人あたりの保険料基準額は、収納率・被保険者数から以下のように算出されます。

保険料収納必要額 4,975,224千円 予定保険料収納率 97.50% 所得段階別加入割合 補正後被保険者数 80,239人 保険料基準額(年額) 63,600円 (月額5,300円)

=

## (2) 第1号被保険者の保険料段階

◆本市では、第1号被保険者の保険料段階の設定に当たり、被保険者の負担能力に応じて国と同じく 13 段階に細分化しています。適用区分と保険料率、年額保険料は次のとおりです。

所得段階	所得段階の	基準額に対する 割合	年額保険料 (月額換算)	
第1段階	生活保護を受給している人、 税非課税で老齢福祉年金を受 世帯全員が市民税非課税で、 と合計所得金額の合計が807	基準額×0.285	18,126 円 (1,510.5円)	
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、	80 万円を超え 120 万円以下	基準額×0.485	30,846 円 (2,570.5円)
第3段階	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	120 万円を超える	基準額×0.685	43,566 円 (3,630.5円)
第4段階	世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課	80 万円以下	基準額×0.9	57,240 円 (4,770 円)
第5段階 (基準額)	税で、本人の課税年金収入額 と合計所得金額の合計が	80 万円を超える	基準額×1.0	63,600 円 (5,300 円)
第6段階		120 万円未満	基準額×1.2	76,320 円 (6,360 円)
第7段階		120 万円以上 210 万円未満	基準額×1.3	82,680 円 (6,890 円)
第8段階		210 万円以上 320 万円未満	基準額×1.5	95,400 円 (7,950 円)
第9段階	本人が市民税課税で、合計所	320 万円以上 420 万円未満	基準額×1.7	108,120円 (9,010円)
第 10 段階	得金額が	420 万円以上 520 万円未満	基準額×1.9	120,840円 (10,070円)
第 11 段階		520 万円以上 620 万円未満	基準額×2.1	133,560円 (11,130円)
第 12 段階		620 万円以上 720 万円未満	基準額×2.3	146,280 円 (12,190 円)
第 13 段階		720 万円以上	基準額×2.4	152,640 円 (12,720 円)

## 三木市高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画 【概要版】

令和6年3月 三木市健康福祉部介護保険課 〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号 TEL:0794-82-2000 FAX:0794-82-5500

